

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十五号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「九日」を「八日」に改め、「又は八日」を削り、「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の三十」

を

百分の十
百分の五
一回につき百分の二十
一回につき百分の十五
一回につき百分の十

L

に改め、同表

百分の二十	百分の十	一回につき百分の五十	一回につき百分の三十五	一回につき百分の二十
-------	------	------------	-------------	------------

1

一の項中

この規則付

則

百分の十	百分の二十
------	-------

—

を

から施行する。

百分の二十	百分の三十
-------	-------

—

に改める。

東京都北区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則を公布する。°

令和七年十二月五日

東京都北区長 山田 加奈子

東京都北区規則第八十六号

東京都北区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和七年十二月東京都北区条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(支払)

第三条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める額は、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額とする。

2 条例第十二条第三項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。
一日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費

二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

用

三 食事の提供に要する費用
四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(運営規程)

第四条 条例第十九条に規定する規則で定める事業の運営についての重要事項は、

次に掲げるものとする。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 条例第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 条例第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

十九 非常災害対策

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
（事故発生の防止及び発生時の対応）

第五条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（記録の整備等）

第六条 条例第三十二条第二項に規定する規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

一 条例第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての

二　条例第十一條の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
三　条例第十八條の規定による市町村への通知に係る記録
四　条例第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五　条例第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置につ
いての記録

(電磁的記録等)

第七条　条例第三十三条第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものと
する。

- 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定
保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、
受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル
に記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の
閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられ
た当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合
にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するフ

ァイルに記載事項を記録したものを受け取る方法

2 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 条例第三十三条第三項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 第一項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

4 前三項の規定は、条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第一項第一号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第二号中「交付する」とあるのは「得る」と、第二項中「前項各号」とあるのは「第四項において準用する前項各号」と、前項第一号中「第一項各号」とあるのは「次項において準用する第一項各号」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

る。
東京都北区立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田 加奈子

東京都北区規則第八十七号

東京都北区立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童発達支援センター条例施行規則（平成二十二年三月東京都北区

規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の規定」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第三項及び第四項の規定」を加える。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

東京都北区立児童発達支援センター事業利用申請書

年　月　日

東京都北区長殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
利用希望者との続柄

東京都北区立児童発達支援センターの事業の利用を次のとおり申請します。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 児童発達支援 | <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 |
| <input type="checkbox"/> 障害児相談支援 | <input type="checkbox"/> 計画相談支援 |

利 用 希 望 者	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	住 所			

利用希望者の通所給付決定の状況（受給者証の交付を受けている方のみ）

受給者証番号			
支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
支 給 量 等		負 担 上限月額	円

別記第五号様式廿「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例」を
「東京都北区立児童発達支援センター条例」に改める。

付則

(施行期日)

1　この規則は、令和八年三月一日から施行する。ただし、別記第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立児童発達支援センターライフスタイル別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十八号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部
を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百
三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を
「百分の六十」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に關
する規則第三条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十九号

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和七年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第七号中「並びに」を「その他の」に改める。

第六条第二項中「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月十二日

東京都北区長

山田

加

奈

子

東京都北区規則第九十号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のよう
に改正する。

第十二条戸籍住民課の部に次のように加える。

課務担当主査

一 区民に対する区民生活支援金に関すること。

付 則

この規則は、令和七年十二月十九日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第九十一号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）

の一部を次のように改正する。

第六条の表中「^(六)」の項を「^(五)」の項とし、「^(六)」の項から「^(十)」の項までを一項ずつ繰り下げ、
の項中「配偶者控除・扶養控除申請書」を「配偶者控除・扶養控除申請書」に改め、「及び第四十八条の七第三項」を削り、同項の次に次の一項を加える。

(六) 配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書（令第
四十六条の五の申請書）

第六号の四の二様式

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

(表)

年度 特別区民税・都民税 申告書

東京都北区長殿 年月日提出	1月1日現在の住所				個人番号					
	(同上)				電話	自宅	番号			
	フリガナ				世帯主氏名	世帯主との続柄	職業			
	氏名				年月日生		整理番号			
1 所得金額 収入前年1月からお伺いします。の間の 支払った医療費の合計額 社会保険料控除 小規模企業共済掛金控除 生命保険料控除 扶養控除 特定親族特別控除 前年1月から12月までの間の控除についてお伺いします。	種目		① 収入金額	② 必要経費	③ 青色申告控除額	職員記入欄				
	事業	営業等				16				
	農業					17				
	不動産					20				
	利子					21				
	配当					22				
	給与		源泉徴収票をお持ちの方 源泉徴収票をお持ちでない方 源泉徴収票、その他の証明書は申告書に貼らずに同封してください。			8	給与収入金額			
	公的年金	源泉徴収票をお持ちの場合は同封してください。 遺族年金・障害年金は記入せず、裏面①に記入してください。			23	年金収入金額				
	業務				10					
	その他				24					
譲渡一時				62						
合計		上場分の配当等は裏面⑨へ			63					
●所得がなかった方や、勤務先の給与から住民税を差し引かれる方、 税務署や他の自治体へ申告した方は裏面へ記入してください。					14	特別控除後1/2前				
					27					
2 所得から差し引かれる金額等 同封しております医療費控除、セルフメディケーション税制の明細書をご使用ください。	損害の原因		損害年月日	損害金額	補てんされる金額	差引損失額	30			
	医療費控除書原本同封		支払った医療費の合計額	保険金等で補てんされる金額	円	円	支払額-補てんされる金額			
	社会保険料控除		円	円	セルフメディケーション税制		希望する			
	生命保険料控除書原本同封		支払った国民健康保険料	支払った国民年金保険料	支払った介護保険料	その他の社会保険料	社保			
	小規模型企業共済掛金控除証明書原本同封		円	円	円	円	32			
	扶養控除		支払った保険料の合計額	円	旧長期	支払った保険料の合計額	円	33		
	特定親族特別控除		地	47	48	旧長期支払	円	生保		
	扶養控除		震	支払った保険料の合計額	年月日	同居・別居・国外	円	控除（一般+個年+介医）		
	扶養控除		特柄	年月日	同・別・国外	49	配合計所得	円	802	
	扶養控除		妻・夫	年月日	同・別・国外	50	配偶者の収入（給年）	円	地震	
扶養控除		年月日	同・別・国外	51	控除（地震+旧長期）			803		
扶養控除		控除額	年月日	52	控除計（30,104除く）			59		
扶養控除		万円	年月日	53	控除計（各控除+基礎控除）			43		
扶養控除		年月日	同・別・国外	54	区役所事務処理欄					
扶養控除		控除額	年月日	55						
扶養控除		万円	年月日	56						
扶養控除		年月日	同・別・国外	57						
扶養控除		控除額	年月日	58						
扶養控除		万円	年月日	59						
扶養控除		年月日	同・別・国外	60						
扶養控除		控除額	年月日	61						
扶養控除		万円	年月日	62						
扶養控除		年月日	同・別・国外	63						
扶養控除		控除額	年月日	64						
扶養控除		万円	年月日	65						
扶養控除		年月日	同・別・国外	66						
扶養控除		控除額	年月日	67						
扶養控除		万円	年月日	68						
扶養控除		年月日	同・別・国外	69						
扶養控除		控除額	年月日	70						
扶養控除		万円	年月日	71						
扶養控除		年月日	同・別・国外	72						
扶養控除		控除額	年月日	73						
扶養控除		万円	年月日	74						
扶養控除		年月日	同・別・国外	75						
扶養控除		控除額	年月日	76						
扶養控除		万円	年月日	77						
扶養控除		年月日	同・別・国外	78						
扶養控除		控除額	年月日	79						
扶養控除		万円	年月日	80						
扶養控除		年月日	同・別・国外	81						
扶養控除		控除額	年月日	82						
扶養控除		万円	年月日	83						
扶養控除		年月日	同・別・国外	84						
扶養控除		控除額	年月日	85						
扶養控除		万円	年月日	86						
扶養控除		年月日	同・別・国外	87						
扶養控除		控除額	年月日	88						
扶養控除		万円	年月日	89						
扶養控除		年月日	同・別・国外	90						
扶養控除		控除額	年月日	91						
扶養控除		万円	年月日	92						
扶養控除		年月日	同・別・国外	93						
扶養控除		控除額	年月日	94						
扶養控除		万円	年月日	95						
扶養控除		年月日	同・別・国外	96						
扶養控除		控除額	年月日	97						
扶養控除		万円	年月日	98						
扶養控除		年月日	同・別・国外	99						
扶養控除		控除額	年月日	100						
扶養控除		万円	年月日	101						
扶養控除		年月日	同・別・国外	102						
扶養控除		控除額	年月日	103						
扶養控除		万円	年月日	104						
扶養控除		年月日	同・別・国外	105						
扶養控除		控除額	年月日	106						
扶養控除		万円	年月日	107						
扶養控除		年月日	同・別・国外	108						
扶養控除		控除額	年月日	109						
扶養控除		万円	年月日	110						
扶養控除		年月日	同・別・国外	111						
扶養控除		控除額	年月日	112						
扶養控除		万円	年月日	113						
扶養控除		年月日	同・別・国外	114						
扶養控除		控除額	年月日	115						
扶養控除		万円	年月日	116						
扶養控除		年月日	同・別・国外	117						
扶養控除		控除額	年月日	118						
扶養控除		万円	年月日	119						
扶養控除		年月日	同・別・国外	120						
扶養控除		控除額	年月日	121						
扶養控除		万円	年月日	122						
扶養控除		年月日	同・別・国外	123						
扶養控除		控除額	年月日	124						
扶養控除		万円	年月日	125						
扶養控除		年月日	同・別・国外	126						
扶養控除		控除額	年月日	127						
扶養控除		万円	年月日	128						
扶養控除		年月日	同・別・国外	129						
扶養控除		控除額	年月日	130						
扶養控除		万円	年月日	131						
扶養控除		年月日	同・別・国外	132						
扶養控除		控除額	年月日	133						
扶養控除		万円	年月日	134						
扶養控除		年月日	同・別・国外	135						
扶養控除		控除額	年月日	136						
扶養控除		万円	年月日	137						
扶養控除		年月日	同・別・国外	138						
扶養控除		控除額	年月日	139						
扶養控除		万円	年月日	140						
扶養控除		年月日	同・別・国外	141						
扶養控除		控除額	年月日	142						
扶養控除		万円	年月日	143						
扶養控除		年月日	同・別・国外	144						
扶養控除		控除額	年月日	145						
扶養控除		万円	年月日	146						
扶養控除		年月日	同・別・国外	147						
扶養控除		控除額	年月日	148						
扶養控除		万円	年月日	149						
扶養控除		年月日	同・別・国外	150						
扶養控除		控除額	年月日	151						
扶養控除		万円	年月日	152						
扶養控除		年月日	同・別・国外	153						
扶養控除		控除額	年月日	154						
扶養控除		万円	年月日	155						
扶養控除		年月日	同・別・国外	156						
扶養控除		控除額	年月日	157						
扶養控除		万円	年月日	158						
扶養控除		年月日	同・別・国外	159						
扶養控除		控除額	年月日	160						
扶養控除		万円	年月日	161						
扶養控除		年月日	同・別・国外	162						
扶養控除		控除額	年月日	163						
扶養控除		万円	年月日	164						
扶養控除		年月日	同・別・国外	165						
扶養控除		控除額	年月日	166						
扶養控除		万円	年月日	167						
扶養控除		年月日	同・別・国外	168						
扶養控除		控除額	年月日	169						
扶養控除		万円	年月日	170						
扶養控除		年月日	同・別・国外	171						
扶養控除		控除額	年月日	172						
扶養控除		万円	年月日	173						
扶養控除		年月日	同・別・国外	174						
扶養控除		控除額	年月日	175						
扶養控除		万円	年月日	176						
扶養控除		年月日	同・別・国外	177						
扶養控除		控除額	年月日	178						
扶養控除		万円	年月日	179						
扶養控除		年月日	同・別・国外	180						
扶養控除		控除額	年月日	181						
扶養控除		万円	年月日	182						
扶養控除		年月日	同・別・国外	183						
扶養控除		控除額	年月日	184						
扶養控除		万円	年月日	185						
扶養控除		年月日	同・別・国外	186						
扶養控除		控除額	年月日	187						
扶養控除		万円	年月日	188						
扶養控除		年月日	同・別・国外	189						
扶養控除		控除額	年月日	190						
扶養控除		万円	年月日	191						
扶養控除		年月日	同・別・国外	192						
扶養控除		控除額	年月日	193						
扶養控除		万円	年月日	194						
扶養控除		年月日	同・別・国外	195						
扶養控除		控除額	年月日	196						
扶養控除		万円	年月日	197						
扶養控除		年月日	同・別・国外	198						
扶養控除		控除額	年月日	199						
扶養控除		万円	年月日	200						
扶養控除		年月日	同・別・国外	201						
扶養控除		控除額	年月日	202						
扶養控除		万円	年月日	203						
扶養控除		年月日	同・別・国外	204						
扶養控除		控除額	年月日	205						
扶養控除		万円	年月日	206						
扶養控除		年月日	同・別・国外	207						
扶養控除		控除額	年月日	208						
扶養控除		万円	年月日	209						
扶養控除		年月日	同・別・国外	210						
扶養控除		控除額	年月日	211						
扶養控除		万円	年月日	212						
扶養控除		年月日	同・別・国外	213						
扶養控除		控除額	年月日	214						
扶養控除		万円	年月日	215						
扶養控除		年月日	同・別・国外	216						
扶養控除		控除額	年月日							

(裏)

① 前年中の所得がなかった方		(6) 給与の源泉徴収票をお持ちでない方 前年1月から12月までの間の収入について、勤務先ごとに給与収入金額等及びその合計金額を記入してください。 申告後の金額の訂正是支払者からの証明書(源泉徴収票等)が必要です。																																																																										
1. 以下の方に扶養(援助)されていた		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払月</td> <td style="width: 30%;">給与収入金額</td> <td style="width: 40%;">社会保険料</td> </tr> <tr> <td>月～月</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>勤務先 名称： 所在地：</td> <td colspan="2">電話：</td> </tr> </table>		支払月	給与収入金額	社会保険料	月～月		円	勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																	
支払月	給与収入金額	社会保険料																																																																										
月～月		円																																																																										
勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																											
2. 学校に通学していた(1又は5も併せて記入してください)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払月</td> <td style="width: 30%;">給与収入金額</td> <td style="width: 40%;">社会保険料</td> </tr> <tr> <td>月～月</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>勤務先 名称： 所在地：</td> <td colspan="2">電話：</td> </tr> </table>		支払月	給与収入金額	社会保険料	月～月		円	勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																	
支払月	給与収入金額	社会保険料																																																																										
月～月		円																																																																										
勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																											
3. 雇用(失業)保険を受給していた		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払月</td> <td style="width: 30%;">給与収入金額</td> <td style="width: 40%;">社会保険料</td> </tr> <tr> <td>月～月</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>勤務先 名称： 所在地：</td> <td colspan="2">電話：</td> </tr> </table>		支払月	給与収入金額	社会保険料	月～月		円	勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																	
支払月	給与収入金額	社会保険料																																																																										
月～月		円																																																																										
勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																											
4. 遺族年金等を受給していた 該当に○		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払月</td> <td style="width: 30%;">給与収入金額</td> <td style="width: 40%;">社会保険料</td> </tr> <tr> <td>月～月</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>勤務先 名称： 所在地：</td> <td colspan="2">電話：</td> </tr> </table>		支払月	給与収入金額	社会保険料	月～月		円	勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																	
支払月	給与収入金額	社会保険料																																																																										
月～月		円																																																																										
勤務先 名称： 所在地：	電話：																																																																											
5. その他 (1)貯金 (2)友人・知人からの借入れ (3)生活保護 (4)その他		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">合計</td> <td style="width: 30%;">給与収入金額</td> <td style="width: 40%;">社会保険料</td> </tr> <tr> <td colspan="3">この金額で間違いありません。 署名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(7) 給与所得者で特定支出のある方 証明書同封</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">種目</td> <td style="width: 25%;">金額</td> <td style="width: 25%;">種目</td> <td style="width: 25%;">金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>		合計	給与収入金額	社会保険料	この金額で間違いありません。 署名 _____			(7) 給与所得者で特定支出のある方 証明書同封			種目	金額	種目	金額		円		円																																																								
合計	給与収入金額	社会保険料																																																																										
この金額で間違いありません。 署名 _____																																																																												
(7) 給与所得者で特定支出のある方 証明書同封																																																																												
種目	金額	種目	金額																																																																									
	円		円																																																																									
(2)勤務先で6月から住民税を差し引かれる方		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(8) 分離課税の所得がある方 上場株式等の配当所得等は⑨に記入してください。 該当の所得を○で囲んでください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">・山林・退職・分離長期譲渡・分離短期譲渡・株式等の譲渡等・先物取引</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">種目</td> <td style="width: 25%;">収入金額</td> <td style="width: 25%;">必要経費</td> <td style="width: 25%;">特別控除額</td> <td style="width: 25%;">所得金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>		(8) 分離課税の所得がある方 上場株式等の配当所得等は⑨に記入してください。 該当の所得を○で囲んでください。			・山林・退職・分離長期譲渡・分離短期譲渡・株式等の譲渡等・先物取引			種目	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額		円	円	円	円																																																									
(8) 分離課税の所得がある方 上場株式等の配当所得等は⑨に記入してください。 該当の所得を○で囲んでください。																																																																												
・山林・退職・分離長期譲渡・分離短期譲渡・株式等の譲渡等・先物取引																																																																												
種目	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額																																																																								
	円	円	円	円																																																																								
(3)既に申告書を税務署や他の自治体に提出された方		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(9) 上場株式等の配当所得等がある方 支払通知書同封 総合分又は分離分のいずれかを○で囲んでください。(総合分・分離分)</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">会社名</td> <td style="width: 25%;">収入金額</td> <td style="width: 25%;">必要経費</td> <td style="width: 25%;">源泉徴収額</td> <td style="width: 25%;">支払確定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>・・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>・・</td> </tr> </table>		(9) 上場株式等の配当所得等がある方 支払通知書同封 総合分又は分離分のいずれかを○で囲んでください。(総合分・分離分)					会社名	収入金額	必要経費	源泉徴収額	支払確定年月日		円	円	円	・・		円	円	円	・・																																																					
(9) 上場株式等の配当所得等がある方 支払通知書同封 総合分又は分離分のいずれかを○で囲んでください。(総合分・分離分)																																																																												
会社名	収入金額	必要経費	源泉徴収額	支払確定年月日																																																																								
	円	円	円	・・																																																																								
	円	円	円	・・																																																																								
④ 北区外に住んでいて、北区に家屋敷、事務所又は事業所がある方		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(10) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を各所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の該当の各欄に控除額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">配当割額控除額</td> <td style="width: 25%;">円</td> <td style="width: 25%;">株式等譲渡所得割額控除額</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> </table>		(10) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を各所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の該当の各欄に控除額を記入してください。					配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円																																																																
(10) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を各所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の該当の各欄に控除額を記入してください。																																																																												
配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円																																																																									
⑤ 寄附金税額控除に関する事項 証明書原本同封		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(11) 事業税に関する事項 お問合せは 都税事務所へ</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">非課税所得など</td> <td style="width: 25%;">番号</td> <td style="width: 25%;">所得金額</td> <td style="width: 25%;">前年中の 開(廃)業</td> <td style="width: 25%;">開始 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">損益通算の特例適用前の不動産所得</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">事業用資産の譲渡損失など</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">事業専従者 (青・白)</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">1 氏名</td> <td style="width: 25%;">フリガナ</td> <td style="width: 25%;">続柄</td> <td style="width: 25%;">生年月日</td> <td style="width: 25%;">専従者 給与額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">2 氏名</td> <td style="width: 25%;">フリガナ</td> <td style="width: 25%;">続柄</td> <td style="width: 25%;">生年月日</td> <td style="width: 25%;">専従者 給与額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(13) 所得金額調整控除に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">氏名</td> <td style="width: 25%;">フリガナ</td> <td style="width: 25%;">続柄</td> <td style="width: 25%;">生年月日</td> <td style="width: 25%;">特別障害者 に該当する 場合</td> <td style="width: 25%;">級度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">個人番号</td> <td style="width: 25%;">フリガナ</td> <td style="width: 25%;">続柄</td> <td style="width: 25%;">生年月日</td> <td style="width: 25%;">別居の場合の 住所</td> <td style="width: 25%;">級度</td> </tr> </table>		(11) 事業税に関する事項 お問合せは 都税事務所へ					非課税所得など	番号	所得金額	前年中の 開(廃)業	開始 月 日			円			損益通算の特例適用前の不動産所得					事業用資産の譲渡損失など					事業専従者 (青・白)					1 氏名	フリガナ	続柄	生年月日	専従者 給与額				・	円	2 氏名	フリガナ	続柄	生年月日	専従者 給与額				・	円	(13) 所得金額調整控除に関する事項					氏名	フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者 に該当する 場合	級度				・			個人番号	フリガナ	続柄	生年月日	別居の場合の 住所	級度
(11) 事業税に関する事項 お問合せは 都税事務所へ																																																																												
非課税所得など	番号	所得金額	前年中の 開(廃)業	開始 月 日																																																																								
		円																																																																										
損益通算の特例適用前の不動産所得																																																																												
事業用資産の譲渡損失など																																																																												
事業専従者 (青・白)																																																																												
1 氏名	フリガナ	続柄	生年月日	専従者 給与額																																																																								
			・	円																																																																								
2 氏名	フリガナ	続柄	生年月日	専従者 給与額																																																																								
			・	円																																																																								
(13) 所得金額調整控除に関する事項																																																																												
氏名	フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者 に該当する 場合	級度																																																																							
			・																																																																									
個人番号	フリガナ	続柄	生年月日	別居の場合の 住所	級度																																																																							
備考欄																																																																												

別記第六号の四様式を次のよう
に改め
る。

第6号の4様式（第6条関係）

		年度分	特別区民税 都民税	配偶者控除・扶養控除申請書					
東京都北区長 殿 年 月 日提出	住 所								
	フリガナ 氏 名								
	個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・
	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所（居所） 又は所在地								
	同上の 氏名又は名称								

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた方で控除対象配偶者又は控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族等」という。）と生計を一にする他の納稅義務者がある場合に、 年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された控除対象扶養親族等についての配偶者控除又は扶養控除と異なる配偶者控除又は扶養控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

- 「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 「給与支払者又は公的年金等支払者の所在地（住所）」及び「同上の名称（氏名）」欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。
- 下の欄の「氏名」欄には、生計を一にする控除対象扶養親族等の全ての者について書いてください。
- 控除対象扶養親族のうち、他の納稅義務者の扶養親族となるものについては、「他の納稅義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
- 下の欄の「個人番号」欄には、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してください。
- 控除対象扶養親族のうちに年齢70歳以上の扶養親族（以下「老人扶養親族」という。）に該当する者があり、その老人扶養親族が、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている場合には「同居老親等」欄に○をつけてください。

区分	氏名	個人番号				続柄	生年 月日	同居 老親等	他の納稅義務者 の住所・氏名	控除対象配偶 者の合計所得
控除対象 配偶者		・	・	・	・					円
控除対象 扶養親族		・	・	・	・					/
		・	・	・	・					
		・	・	・	・					
		・	・	・	・					

切 取 線

年度分特別区民税・都民税の配偶者控除・扶養控除申請書受付書

住 所			受付日付印
氏 名			

別記第六号の四様式の次に次の
一様式を加える。

第6号の4の2様式（第6条関係）

年度分		特別区民税 都民税		配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書					
東京都北区長 殿 年 月 日提出	住 所								
	フリガナ 氏 名								
	個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・
	給与支払者又は 公的年金等支払 者の氏名・名称								
	同上の 住所・所在地								

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた方で特別控除対象配偶者又は特定親族（以下「特別控除対象親族等」という。）と生計を一にする他の納稅義務者がある場合に、 年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された特別控除対象親族等についての配偶者特別控除又は特定親族特別控除と異なる配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

- 「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
- 「給与支払者又は公的年金等支払者の氏名・名称」及び「同上の住所・所在地」の欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。
- 下の欄の「氏名」の欄には、生計を一にする特別控除対象親族等の全ての者について書いてください。
- 「氏名」欄の特定親族のうち、他の納稅義務者の生計を一にする親族等となるものについては、「他の納稅義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
- 下の欄の「個人番号」欄には、特別控除対象親族等の個人番号を記載してください。

区分	氏名	個人番号				続柄	生年 月日	他の納稅義務者 の住所・氏名	特別控除対象親族 等の合計所得
特別控除 対象配偶者		・	・	・	・	/			円
特定親族		・	・	・	・				
		・	・	・	・				
		・	・	・	・				
		・	・	・	・				

切 取 線

年度分特別区民税・都民税の配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書受付書

氏名	様	
住所		

別記第六号の五様式
(乙)を次のように改める。

第6号の5様式(乙)(第6条関係)

※												※種別			※整理番号			※			
給与支払報告書 (個人別明細書)	支 払 を受ける 者 住 所	※区分												(受給者番号)							
														(個人番号)							
														(役職名)							
														氏 名	(フリガナ)						
種 別			支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額									
			内 円			内 円			内 円			内 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)									16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)				非居住者である親族の数	
						特 定			老 人			その他				特 親			人		内
有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人					
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額					
千 円 内				千 円				千 円				千 円				千 円					
(摘要)																					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円	旧生命保険料の金額		円	介護医療保険料の金額		円	新個人年金保険料の金額		円	旧個人年金保険料の金額		円					
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数			居住開始年月日(1回目)		年	月		日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)			住宅借入金等年末残高(1回目)		円					
(原則・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)			区分		配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額		円	旧長期損害保険料の金額		円								
		氏名						基礎控除の額		円	所得金額調整控除額		円								
個人番号																					
1		(フリガナ)			区分		(フリガナ)			区分			5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号								
2		氏名					1	氏名													
個人番号							個人番号														
3		(フリガナ)			区分		(フリガナ)			区分			5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号								
4		氏名					2	氏名													
個人番号							個人番号														
未成年者		外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 别	そ の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生		中途就・退職				受給者生年月日					
											就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日		
支 払 者		個人番号又は法人番号														(右詰で記載してください。)					
		住所(居所)又は所在地																			
		氏名又は名称														(電話)					

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

別記第六号の十三様式

(表)を次のように改める。

第6号の1 3様式（第8条関係）
(表)

都民税損失明細書 の受付	年度特別区民税・ 都民税受付印	受付印	住所	住所
			氏名	氏名

特 别 区 民 税 損 失 明 細 書				
年度	都 民 税 税			
東京都北区長	1月1日	(フリガナ)	方	職業
現在の住所		(フリガナ)	方	屋号
殿	フリガナ	生年月日	電話	
年 月 日提出	氏 名	・ ・	()	

前年分の所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに変動所得の計算上の損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額のある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年以降の年度分の特別区民税・都民税の所得割の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

変動所得の計算上の損失の金額

下の欄には、申告書の所得金額の書き方の例によって書き入れてください。

別記第六号の十四様式
(表)を次のように改める。

第6号の14様式（第8条関係）
(表)

年 度 特 別 区 民 税 • 受 付 印		住 所		年 度 特 別 都 民 税 稅 繕 越 控 除 明 細 書				職 業		様 様	
年度特別区民税・都民税繕越控除明細書 の受付印		住所 氏名									
東京都北区長	1月現在の住所	1月現在の住所		(フリガナ)				(フリガナ)		(フリガナ)	
	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所	現 在 の 住 所
年 月 日 提 出	姓	フ リ ガ ナ		生	年	月	日	方	方	方	方
	氏 名			•	•	•	•	電 話	電 話	電 話	電 話
損 じ 失 の 生 年	損 失 の 種 類	損失が生じた年の年次損失額 損失日翌々年までに生じた下の各欄にあてはまる純損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。		前 年 度 分 以 前 の 所 得 金 領 の 計 算 上 差 引 か れ た 損 失 額	本 年 度 分 以 後 に 引 か れ た 損 失 額	年 から 年 ま で の 間 に 生 じ た 下 の 各 欄 に あ て は ま る 純 損 失 の 又 は 雜 損 失 の 金 額 が あ る と き は 、 下 の 欄 に 必 要 な 事 項 を 書 き 入 れ て く だ さ い 。				各 年 1 月 1 日 現 在 の 住 所 は そ の 住 所 に あ っ た 方 は そ の 住 所 を 書 い て く だ さ い 。	
	純 損 失	青 色 の 場 合	山 林 所 得 以 外 の 損 失	円	円	(a) - (b)				(a) - (b)	
年	山 林 所 得 の 損 失								円	円	円
	変 動 所 得 の 損 失										
被 災 事 業 用 資 産 の 損 失	白 色 の 場 合										
	山 林 以 外										
雜 損 失											

この規則は、令和八年一月一日から施行する。